

所報DM同封サービス《運用規程》

1. このサービスは、堺商工会議所会員事業所の発展に資することを目的としており、当所会員以外の利用は認めない。ただし、官公庁または関係団体はこの限りではないものとするが、その都度判断する。
2. このサービスは、当所の発行する所報「Compass Sakai」（以下、「所報」という。）発送封筒に会員事業所の事業展開のためのチラシ・書類等を同封するものであり、その内容について、または同封サービスを利用する事業所等について当所が保証するものではない。
3. 下記の事項に該当するものは利用不可とし、その解釈は当所において行うものとする。
 - ①関係法規に違反するもの、また恐れのあるもの。
 - ②公序良俗に反しないこと。
 - ③政治、宗教、風俗営業および消費者金融に関するもの。
 - ④個人の名誉、人権またはプライバシーの侵害等に当たる表現を含んでいるもの。
 - ⑤虚偽、または誤認される恐れのあるもの。
 - ⑥その他運用上、当所が適正でないと認めたもの。
 - ⑦同様の商品、サービス等の申込みがあった場合、先着順で2社までとする。
4. このサービスに関する当所の免責事項は下記のとおりとする。
 - ①チラシの内容に関する責任は、すべてDMサービス利用者に帰属する。
 - ②当所の審査でお断りする場合、その理由は明示する義務を負わない。
 - ③情報の詳細や取引に関しては、取引当事者間で直接に連絡・交渉するものとし、トラブル等が生じた場合、当所は一切の責任を負わない。
 - ④所報は毎月10日に発刊するが、やむを得ない事情により遅延する場合がある。
 - ⑤希望同封月においてやむを得ない事情が生じた場合、サービスを実施しない場合がある。
 - ⑥所定のサイズ・重量制限を超える場合、お申し込みをお断りすることがある。
 - ⑦チラシ封入の順番は順不同とする。
5. このサービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応するものとする。
6. このサービスの利用料金については、別途定める料金表に基づき当所が送付する請求書に従い、利用月の月末までに支払いを完了すること。
7. このサービスに同封する書類等は、申込者が必要部数を作成し、利用希望月の前月25日までに当所に納品すること。なお、残部が生じても返却はしないこととする。
8. このサービスに同封する書類等は、A4サイズまでとし、それを超えるサイズの場合（B4/A3）はA4サイズ以内に折り込んだ状態で納品するものとする。
9. 以上、運用規定に同意の上、このサービスを利用する場合、別紙申込様式に従い、必要事項を整え、利用希望月の前月5日までに、当所へ申込書・同封希望の印刷物（見本）3部を提出する。
同封件数は、概ね7件とするが、重量による郵便料金等によりお断りする場合がある。
10. このサービスは、平成25年4月（所報4月号）から運用する。

【料金表】

A4サイズ以内	54,000円（税込）
A3サイズ以内	81,000円（税込）

※A3サイズを超える場合は、別途追加料金が必要となる。（A4サイズ1枚分あたり27,000円（税込））